

令和7年度自治会等広報コンクール実施要項

はじめに

本コンクールは、令和3年度から開催しており、今年度で5回目を迎えます。

(目的)

第1 藤沢町住民自治協議会（以下「協議会」という。）は、藤沢地域内の自治会、地区自治協議会および地域で活動する特別会員が発行する広報を募集します。本コンクールは、これらの広報を通じて各団体の情報共有と相互理解を促進し、もって広報活動の質の向上および自治会活動の活性化に資することを目的とします。

(主催)

第2 本コンクールは、藤沢町住民自治協議会が主催し、広報部会が主管します。

(募集作品)

第3 募集作品は、藤沢地域内の各自治会、地区自治協議会および特別会員等が、会員への情報共有と発信の手段として年1回以上発行している広報とします。ここでいう「自治会等広報」とは、新聞形式のものを指し、行事等の周知文書は含まないものとします。

(応募方法)

第4 令和6年11月から令和7年10月の間に発行された広報の中から1点を選び、応募用紙を添えて、応募作品1部を協議会事務局へ提出してください。

(応募期間)

第5 令和7年9月30日（火）から令和7年10月31日（金）までとします。

(審査)

第6 応募作品は外部審査員と広報部会長・協議会事務局員が審査し、以下の賞を決定します。

(1)最優秀賞：1点

(2)優秀賞：4点以内

(参考：審査員候補) 岩手日日・岩手日報・いちのせき市民活動センター

(参考：審査時期) 令和7年12月上旬を予定

(表彰)

第7 決定した作品は、令和8年2月に開催する地域づくりフォーラムにおいて、「藤沢町いいね大賞（広報部門）」として表彰します。

(作品展示)

第8 応募のあった自治会等広報は、住民自治協議会報「ケルン」に掲載される他、地域づくりフォーラム会場および一関市藤沢市民センターロビーに展示し、広く市民に周知します。

2 応募作品は返却しません。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は広報部会において協議し会長が別に定めます。

(附則)

この要項は、令和7年9月25日から施行し、令和7年4月1日から適用します。ただし、募集については第4条の規定に基づき、令和6年11月発行分から適用します。

令和6年度実績

応募作品： 6点（自治会4点、地区協議会1点、特別会員1点）

審査時期： 令和6年12月11日

審査員：岩手日日・岩手日報・いちのせき市民活動センター